



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 5 月 20 日 (木曜日) 第 206 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 1	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○救急診療所の認定…………… (“) 2	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 2	

公 告

○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 2	
○地図及び簿冊の認証 (2件) …………… (“) 2	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (5件) …… (農村整備課) 2	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 6	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 6	
病院局公告	
○入札公告…………… 6	
収用委員会告示	
○土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定による公示による通知…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 396号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
井上 晋太郎 (井上 晋太郎)	串間市大字西方8230-5	令和 3 年 3 月 25 日
日高 奈美子 (なないろ☆はりきゅう治療室くとみ)	東諸県郡国富町本庄 1 0212番地	令和 3 年 3 月 31 日

宮崎県告示第 397号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした施術所の名称及び所在地

施術所の名称	所 在 地
日高整骨院	延岡市岡富町 723番地 1

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市日の出町 2 丁目 1-9	延岡市岡富町 723番地 1	令和元年 9 月 17 日

宮崎県告示第 398号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	廃止年月日
橋本 隆 (まごころ整骨院)	都城市今町8791-11	令和 3 年 2 月 28 日
山崎 広大 (もみもみ鍼小屋 在宅訪問マッサー ジこみ)	都城市今町8791-11	令和 3 年 2 月 28 日

宮崎県告示第 399号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第

8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病院	都城市花繰町3街区14号

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年5月24日から令和6年5月23日まで

宮崎県告示第 400号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第

8号) 第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
おがわクリニック	延岡市大貫町2丁目1206番の1

2 救急診療所の認定の有効期間

令和3年6月4日から令和6年6月3日まで

宮崎県告示第 401号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号) 第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
門川町長	東臼杵郡門川町本町1丁目1番地 門川町役場内	門川町長	東臼杵郡門川町平城東1番1号 門川町役場内	令和3年 5月6日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号) 第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字熊野・内海・糸原

都城市	都城市吉之元町・夏尾町
延岡市	延岡市川島町・旭ヶ丘、北方町地番区域未、北浦町三川内、北川町川内名
日南市	日南市大字上方・酒谷・富士・伊比井・毛吉田
小林市	小林市真方・北西方
日向市	日向市美々津町・東郷町迫野内
串間市	串間市大字大平・市木
西都市	西都市大字鹿野田・八重
えびの市	えびの市大字末永
国富町	東諸県郡国富町大字宮王丸・深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町大字南俣・入野
西米良村	児湯郡西米良村大字村所
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字不土野
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷中渡川
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡
南那珂森林組合	串間市大字都井・市木

2 調査期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

2 地籍調査を行った期間

平成27年4月1日から令和2年3月18日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字都井の一部

4 認証年月日

令和3年5月10日

国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西米良村

2 地籍調査を行った期間

平成30年6月14日から令和2年3月31日まで

3 地籍調査を行った地域

西米良村大字板谷の一部

4 認証年月日

令和3年5月10日

土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、宮崎市生目土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	徳 山 一 男	宮崎市大字小松 305番地
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 富士美	宮崎市大字富吉4746番地 2
理 事	横 山 成 男	宮崎市大字富吉2746番地 1
理 事	長 友 昭 治	宮崎市大字富吉 368番地
理 事	坂 本 哲 朗	宮崎市大字浮田 794番地 1
理 事	井 上 靖 則	宮崎市大字浮田2212番地
理 事	徳 地 久 実	宮崎市大字細江2318番地 3
理 事	長 友 武 邦	宮崎市大字細江1406番地 1
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	日 高 政 夫	宮崎市大字生目 527番地 1
理 事	黒 木 隆 雄	宮崎市大字長嶺 622番地
理 事	谷 口 典 夫	宮崎市大字柏原1102番地
理 事	岩 切 一 成	宮崎市大字柏原 819番地 1
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 崎 孝 文	宮崎市大字跡江 739番地
監 事	湯 地 初 男	宮崎市大字跡江 908番地
監 事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
監 事	児 玉 稔	宮崎市大字小松1075番地 1

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 野 恒 道	宮崎市大字有田2060番地
理 事	横 山 健	宮崎市大字跡江4739番地 2
理 事	金 丸 隆 幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2
理 事	福 嶋 九州男	宮崎市大字有田 134番地 5
理 事	徳 山 一 男	宮崎市大字小松 305番地
理 事	加 藤 明 実	宮崎市大字跡江1719番地
理 事	日 高 富士美	宮崎市大字富吉4746番地 2
理 事	横 山 龍 雄	宮崎市大字富吉2559番地
理 事	長 友 昭 治	宮崎市大字富吉 368番地
理 事	坂 本 哲 朗	宮崎市大字浮田 794番地 1
理 事	井 上 靖 則	宮崎市大字浮田2212番地
理 事	徳 地 久 実	宮崎市大字細江2318番地 3
理 事	多 田 春 幸	宮崎市大字細江4193番地 3
理 事	宮 田 英 希	宮崎市大字生目4018番地
理 事	児 玉 利 雄	宮崎市大字生目 552番地
理 事	後 藤 幸 一	宮崎市大字長嶺 695番地 2
理 事	谷 口 典 夫	宮崎市大字柏原1102番地
理 事	岩 切 一 成	宮崎市大字柏原 819番地 1
理 事	徳 地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理 事	川 崎 孝 文	宮崎市大字跡江 739番地
監 事	日 高 一 光	宮崎市大字富吉5055番地
監 事	横 山 森 雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
監 事	湯 地 初 男	宮崎市大字跡江 908番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	関 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1
理 事	横 山 弥 吉	都城市今町7372番地
理 事	横 山 辰 郎	都城市今町7608番地 2
理 事	別 府 達 郎	都城市今町7529番地 2
理 事	坂 元 直 樹	都城市今町8402番地 2
理 事	楠 見 幸	都城市今町8373番地 2
理 事	束 前 高 男	都城市今町7050番地
理 事	日 高 英 政	都城市今町8928番地 6
理 事	徳 留 竜 一	都城市今町9101番地12
理 事	福 丸 幸 政	都城市大岩田町6801番地
理 事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2
理 事	福 丸 浩 一	都城市大岩田町6815番地 3
理 事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3
監 事	北 村 武 志	都城市大岩田町5388番地 3
監 事	出 水 洋 一 郎	都城市今町8921番地 4
監 事	西 郷 勝 浩	都城市今町8421番地

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	関 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1
理 事	横 山 弥 吉	都城市今町7372番地
理 事	今 村 俊 徳	都城市今町7821番地 3
理 事	岩 切 兼 美	都城市今町7677番地 1

理 事	楠 見 幸	都城市今町8373番地 2
理 事	植 村 昭 一	都城市今町9053番地
理 事	横 山 義 文	都城市今町9011番地
理 事	志々目 良 久	都城市今町9277番地
理 事	福 丸 幸 政	都城市大岩田町6801番地
理 事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2
理 事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3
理 事	福 丸 浩 一	都城市大岩田町6815番地 3
監 事	西 郷 博 徳	都城市今町8920番地 3
監 事	田 中 儀 秋	都城市今町8394番地
監 事	北 村 武 志	都城市大岩田町5388番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の役員の時任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 木 俊 一	都城市高崎町繩瀬4305番地口
理 事	宮 園 秀 行	都城市高崎町繩瀬 416番地 4
理 事	吉 留 正 雄	都城市高崎町繩瀬2685番地 7
理 事	蔵 元 省 二	都城市高崎町繩瀬4403番地 4
理 事	新 穂 まり子	都城市高崎町繩瀬4687番地
理 事	小 園 利 伸	都城市高崎町繩瀬4082番地
理 事	上小牧 孝 一	都城市菓子野町1034番地10
理 事	池 田 清 純	都城市高崎町江平1211番地23
監 事	荒 田 みどり	都城市高崎町繩瀬4388番地 1
監 事	松 崎 昇	都城市高崎町江平2688番地 4
監 事	中 島 和 博	都城市高崎町繩瀬2848番地28

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	志 戸 幸 紘	都城市高崎町縄瀬4069番地4
理 事	下小牧 順 一	都城市高崎町縄瀬4319番地16
理 事	山 中 幸 博	都城市高崎町縄瀬4077番地2
理 事	広 池 安 美	都城市高崎町縄瀬4079番地
理 事	五位塚 清 一	都城市高崎町縄瀬4042番地2
理 事	四 位 光 義	都城市高崎町大牟田5738番地
理 事	鶴戸西 保 博	都城市太郎坊町1855番地7
理 事	領 家 幸 治	都城市高崎町縄瀬4375番地
監 事	木 下 秀 幸	都城市高崎町縄瀬4057番地24
監 事	荒 田 みどり	都城市高崎町縄瀬4388番地1
監 事	黒 木 治 義	都城市高城町石山 284番地8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、川南原土地改良区（川南町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 田 昌 克	児湯郡川南町大字川南 12557番地7
理 事	永 友 克 幸	児湯郡川南町大字川南 27193番地
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地1
理 事	中 嶋 武 光	児湯郡川南町大字平田1479番地
理 事	河 野 宜 悦	児湯郡川南町大字川南 11803番地2
理 事	小 田 喜 義	児湯郡川南町大字川南1170番地 293
理 事	森 信 幸	児湯郡川南町大字平田5593番地2

理 事	椎 木 幸 朗	児湯郡川南町大字川南 231番地
理 事	松 田 光 郎	児湯郡川南町大字平田5644番地
理 事	藤 本 勝	児湯郡川南町大字川南 23823番地
理 事	宮 越 幸 大	児湯郡川南町大字川南 16949番地
監 事	岩 切 光 彦	児湯郡川南町大字川南 20868番地
監 事	阿 部 正 司	児湯郡川南町大字川南 16543番地72
監 事	右 今 満	児湯郡川南町大字平田6389番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 田 昌 克	児湯郡川南町大字川南 12557番地7
理 事	永 友 克 幸	児湯郡川南町大字川南 27193番地
理 事	神 野 源 生	児湯郡木城町大字高城3795番地
理 事	岩 切 光 彦	児湯郡川南町大字川南 20868番地
理 事	河 野 宜 悦	児湯郡川南町大字川南 11803番地2
理 事	小 田 喜 義	児湯郡川南町大字川南1170番地 293
理 事	森 信 幸	児湯郡川南町大字平田5593番地2
理 事	椎 木 幸 朗	児湯郡川南町大字川南 231番地
理 事	久 保 生 造	児湯郡川南町大字平田5712番地4
理 事	松 元 勇 一	児湯郡川南町大字川南 24801番地
監 事	佐 藤 誠	児湯郡川南町大字川南 23231番地
監 事	中 嶋 武 光	児湯郡川南町大字平田1479番地
監 事	右 今 満	児湯郡川南町大字平田6389番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都南土地改良区（都農町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 孝 幸	児湯郡都農町大字川北2145番地
理 事	黒 木 直 実	児湯郡都農町大字川北1694番地
理 事	永 友 正 富	児湯郡都農町大字川北3189番地
理 事	江 藤 安 弘	児湯郡都農町大字川北2177番地 2
理 事	成 田 裕 二	児湯郡都農町大字川北1528番地
理 事	坂 田 精 則	児湯郡都農町大字川北 984番地12
理 事	猪 股 三 郎	児湯郡都農町大字川北1750番地
理 事	河 野 文 昭	児湯郡都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 忍	児湯郡都農町大字川北1256番地 1
監 事	江 藤 美 智 也	児湯郡都農町大字川北2178番地 1
監 事	坂 田 幸 男	児湯郡都農町大字川北 994番地 8
監 事	黒 木 幸 榮	児湯郡都農町大字川北1299番地

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 孝 幸	児湯郡都農町大字川北2145番地
理 事	河 野 通 廣	児湯郡都農町大字川北1381番地
理 事	永 友 正 富	児湯郡都農町大字川北3189番地
理 事	江 藤 安 弘	児湯郡都農町大字川北2177番地 2
理 事	黒 木 直 実	児湯郡都農町大字川北1694番地
理 事	坂 田 精 則	児湯郡都農町大字川北 984番地12
理 事	猪 股 三 郎	児湯郡都農町大字川北1750番地
理 事	河 野 文 昭	児湯郡都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 忍	児湯郡都農町大字川北1256番地 1
監 事	江 藤 美 智 也	児湯郡都農町大字川北2178番地 1

監 事	坂 田 幸 男	児湯郡都農町大字川北 994番地 8
監 事	黒 木 幸 榮	児湯郡都農町大字川北1299番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、山之口土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038番地 5

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字岩知野字六江 592番 1	東諸県郡国富町大字岩知野 783番地 三宮 文彦

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

令和 3 年 5 月 20 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 医療情報端末機器（パソコン等）一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 8 月 31 日
- (4) 契約期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで（60 月）
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。（記載方法については、入札書を確認すること。）

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）

<p>)</p> <p>2 契約に係る特記事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、種目がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>エ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>なお、第三者は入札に参加できない。</p> <p>オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。</p> <p>なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからエまでの資格要件を満たすことを証明する書類として、①、②及び③に掲げるものを令和3年6月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）に下記5の者へ提出し、事前に審査を受けること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。</p> <p>① 入札機器のカタログ及び技術仕様書は、別冊の仕様書に示す要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。</p> <p>② 入札機器の定価証明書</p> <p>③ 保守、点検、修理、部品の供給等のアフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p>	<p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和3年5月20日から令和3年6月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。 なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課調整担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629</p> <p>(2) 期間 令和3年5月20日から令和3年7月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課調整担当</p> <p>(2) 期間 令和3年5月20日から令和3年7月1日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>7 入札に関する質問</p> <p>(1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期限 令和3年6月25日午後5時</p> <p>イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課調整担当</p> <p>ウ 提出方法 電子メールによること。 (アドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp)</p> <p>(2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。</p> <p>ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。</p> <p>イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。</p> <p>8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課調整担当</p> <p>(2) 提出期限 令和3年7月1日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>9 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁防災庁舎5階 防53号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号</p> <p>(2) 日時 令和3年7月2日午前10時</p> <p>10 入札保証金 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>11 入札の無効に関する事項 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>12 落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県病院局経営管理課調整担当</p>
--	---

- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of goods up for bid: Medical information terminal equipment (PC etc.) 1 set
 - (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 1 July, 2021
 - (3) Contact point for the notice: Management and Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori higashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第 3 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第 342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和3年5月20日

宮崎県収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第46条第2項の規定により、下記1の者に通知すべき下記2の書類は、当収用委員会事務担当課（宮崎県県土整備部用地対策課）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

- 1 通知を受けるべき者の氏名及び住所等
不明 ただし、宮崎県都城市高木町6559番1及び6559番2の土地の抵当権者
- 2 通知すべき書類
令和3年5月13日付け宮収第3-2号の書類（令2宮収裁第2号（一般国道10号改築工事（都城道路・宮崎県都城市高木町地内から同市金田町地内まで及び同市乙房町地内）及びこれに伴う市道付替工事）収用裁決事件に係る第1回審理開催通知書）
（注意）上記書類を受領しないときは、令和3年6月10日をもって通知があったものとみなされます。